

第七十二回 帝國議會貴族院 辨ノ爲公債發行ニ關スル臨時軍事費支特別委員會議事速記錄第一號

付託議案

支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律案

臨時軍事費特別會計法案

支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル法律案

臨時資金調整法案

外國爲替管理法中改正法律案

臨時資金調整法案

委員氏名

委員長 伯爵兒玉秀雄君

副委員長 菅原通敬君

公爵島津忠重君

公爵山縣有道君

侯爵池田宣政君

子爵前田利定君

子爵大河内輝耕君

子爵八條隆正君

子爵高橋是賢君

川村範一君

男爵松岡均平君

男爵矢吹省三君
男爵本多政樹君

男爵山根健男君
市來乙彦君

次田大三郎君
土方久徵君

深井英五君
中村圓一郎君

森平兵衛君
久恒貞雄君

野村徳七君
絲原武太郎君

久恒貞雄君
野村徳七君

久恒貞雄君
絲原武太郎君

久恒貞雄君
野村徳七君

及外國爲替管理法中改正法律案ニ付テ御說明申上ダマス、先づ支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律案ニ付キマシテハ、第七十一回帝國議會ノ御協申上ダマス、日支間ノ事變ニ關スル經費ニ付キマシテハ、第十二回帝國議會ノ御協申上ダマス、日支間ノ事變ニ關スル經費ニ付キマシテ、其ノ財源ニ充ツル爲ノ公債發行ヲ爲シ得ル法律ノ制定ヲ見タノデアリマス、次ニ支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル法律案ニ付説明申上ダマス、支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對シマシテ行ヲ爲シ得ル法律ノ制定ヲ見タノデアリマス、其ノ後事態ハ益々擴大發展致シマス、スルガ、其ノ後事態ハ益々擴大發展致シマス、就中陸海軍省所管ニ於テ必

要ナル臨時軍事費ニ付キマシテハ、後ニ述ベマスルガ如ク特別ノ會計ヲ設ケテ整理スルコトト致シタノデアリマスルガ、其ノ財源ハ之ヲ公債ニ求ムルコトニ計畫致シマ

タノデ、本法律案ヲ提出シタ次第デアリマス、次ニ臨時軍事費特別會計法案ニ付キマラ開會致シマス、大藏大臣ノ御說明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○委員長(伯爵兒玉秀雄君) ソレデハ是カソレデハ是カ
子爵前田利定君
子爵大河内輝耕君
子爵八條隆正君
子爵高橋是賢君
潮惠之輔君
男爵赤松範一君
男爵松岡均平君
川村竹治君
猶豫等ニ關スル法律案、臨時資金調整法案
支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律案特別委員會議事速記錄第一號

軍省所管ノ北支事件費及大藏省所管ノ北支事件第一豫備金並ニ其ノ財源ニ充ツベキ歲

入ヲ本會計ニ移シ整理スルノヲ適當ト認メマシテ、本法律案ヲ提出致シタ次第デアリ

マス、次ニ支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關

スル法律案ニ付説明申上ダマス、支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對シマシテ行ヲ爲シ得ル法律ノ制定ヲ見タノデアリマス、其ノ後事態ハ益々擴大發展致シマス、就中陸海軍省所管ニ於テ必

要ナル臨時軍事費ニ付キマシテハ、後ニ述ベマスルガ如ク特別ノ會計ヲ設ケテ整理スルコトト致シタノデアリマス、其ノ財源ハ之ヲ公債ニ求ムルコトニ計畫致シマ

タノデ、本法律案ヲ提出シタ次第デアリマス、次ニ臨時軍事費特別會計法案ニ付キマラ開會致シマス、大藏大臣ノ御說明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○國務大臣(賀屋興宣君) 本委員會ニ付託セラレマシタ支那事變ニ關スル臨時軍事費

支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律案、臨時軍事費特別會計法案、支那事變ノ爲從軍シタ

時軍事費ノ會計ハ、其ノ性質上之ヲ一般ノ

支間ノ事變ノ擴大ニ伴ヒ、之ニ關スル經費ハ多額ノ增加ヲ必要トスルニ至ッタノデア

シテ申上ダマス、前ニ申述ベマシタ如ク日本マスルガ、就中軍事行動ノ爲必要ナル臨

途ヲ開キマスルト共ニ、租稅ノ徵收ノ猶豫ヲ爲シ得ルノ外、是等ノモノニ對スル昭和十三年以降ノ分ノ所得又ハ營業純益ノ決定ニ付特例ヲ設ケマシテ、茲ニ支那事變ノ爲

從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免及徵收猶豫等ノ途ヲ開カムトスル次第デア

リマス、次ニ臨時資金調整法案ノ提案ノ理由ヲ申上ダマス、本法案ノ趣旨ハ要スルニ

今回ノ支那事變ニ關聯致シマシテ、物資及

卷之三

4

資金ノ需給ノ適合ニ資スル爲、事業資金ノ
使用ヲ調整シ又之ガ供給ノ途ヲ閉クト
共ニ、國民ノ貯蓄ヲ獎勵スル方法ヲ講ジ
又資金調整上資料ノ精確ヲ期シマスル爲、
政府ニ於テ金融上ノ調査及検査ヲ爲シ得ル
權限ヲ得ムトスルモノデアリマス、度々申
シマスル通り、此ノ際ト致シマシテハ資材
及資金ノ使用ニ付キマシテハ國家全般ノ目
的遂行ノ見地ヨリ無駄ヲ省キ、最高ノ能率
ヲ發揮セシムルヤウニ致シマスルコトガ肝
要デアルノデアリマシテ、其ノ方法ト致シ
マシテハ新規ノ固定投資ニ適當ナル調整ヲ
加ヘ、資材及資金ガ國防其ノ他時局ニ緊切
ナル方面ニ向ヒ、他ノ方面ニ向ハザルヤウ
ニ致スノガ適當ト存ジマス、此ノ事ハ兼ネ
テ今後増發セラルベキ公債ノ消化ニ付テモ
有效ナコトデアルト考ヘルノデアリマス、
即チ金融機關及證券業者ニ對シテハ、一定
額以上ノ固定設備ニ使用セラル、資金ノ貸
付ヲ爲シ、又ハ社債其ノ他ノ應募、引受ヲ
爲サムトスル場合ニ於テハ、政府ノ許可ヲ
受ケシムルコト致シ、又一定額以上ノ資
本ノ會社ヲ設立致シ、又ハ會社ガ增资、未
拂込、株金ノ徵收、合併、目的變更等ヲ致
シマス場合ニ付テハ、原則トシテ政府ノ認

ス、尤モ金融機關等が貸付又へ有價證券ノ如
リ引受等ヲ爲ズニ付キマシテハ、政府ノ適當
ト認ムル方法ニ依リマシテ、政府ノ方針通
致ス必要ガナイト認メマスノデ、斯クノ如
キ場合ニハ許可ヲ要シナイコトニ致シタノ
デアリマス、而シテ實際ニ於テハ右申シマ
シタ自主的ノ調整ニ依リマシテ、本法ノ趣
旨ガ實行セラレルコトヲ希望シ、且ツ期待
致シテ居ルノデアリマス、茲ニ特ニ申上ゲ
テ置キタインハ、本法ニ依ル資金ノ調整ハ、
固定ノ事業設備ニ要スル資金ヲ目的トスル
モノデアリマシテ、事業ノ運轉資金、其ノ
他短期ノ流通資金ニ付テハ何等是ト關係ク
ナイコトデアリマス、尙是等ノ許可又ハ認
可ヲ受クルヲ要スル場合、其ノ許可又ハ認
可ニ關スル事務ハ、金融界ノ實務ニ習熟致
シテ居リマスル日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ヘ
シムルコトト致シタノデアリマス、次ニ必
要ナル事業資金ノ供給ニ付キマシテハ、一
般ノ金融機關ノ機能發揮ニ俟ツノ外、此ノ
際特ニ日本興業銀行ノ興業債券發行限度ヲ
付キマシテハ政府ガ元利支拂ヲ保證スルコ
トト致シ、又先般新設サレマシタ金資金特

別會計所屬ノ資金ヲ興業債券ニ運用スルノ
事業ヲ營ム會社ハ、政府ノ許可ヲ受ケ株式
全額拂込前資本ヲ増加シ、又ハ拂込株式全
額ノ二倍迄社債ヲ募集シ得ルコト致シ、
現在國家的ニ必要ナル事業ノ資金調達ヲ容
易ナラシムルコトト致シタノデアリマス、
尙資金ノ調整ヲ行フニ付キマシテハ、各種
事業ノ種別ニ依リ、資金ヲ廻スペキ事業ト、
然ラザルモノトノ區別ノ標準ヲ定メマス
ルコトガ基礎トナルモノデアリマスルカラ
ラ、政府ハ之ガ決定其ノ他本法ニ關スル重
要ナル事項ヲ調査審議セシムル爲、關係各
廳官吏ノ外、產業界、金融界ノ權威者、其
ノ他ノ學識經驗アル者ヲ以テ組織スル委員
會ヲ設置致シマシテ、本法運用ノ大綱ノ
決定ニ付、遺漏ナキヲ期スルト共ニ、個
個ノ許可又ハ認可ニ關スル處分ニ付テ
モ、事案ノ重要ナルモノハ別ニ設クル委
員會ニ付議スルコトニ致シテ居リマス、
次ニ今回ノ事變費中ニハ、勞銀其ノ他ト
シテ國內ニ撒布セラル、金額モ相當巨額
ニ達スルモノト認メラレルノデアリマス、
レマスガ、是等ノ勞銀收入等ノ急激ニ增
激ニ增加スル者モ少カラザルコトト認メラ
從ツテ一般國民ノ間ニ於キマシテ、收入ノ急

加致シマスル方面ハ、必ズシモ平生貯蓄ノ習慣ガ行渡ツテ居ルト考ヘラレナイ方面モアルノデアリマス、從ヒマシテ此ノ際此ノ方面ノ濫費ヲ防ギ、貯蓄ヲ獎勵スルコトガ必要デアルト考ヘルノデアリマス、兼ネテ是等零細資金ヲ適當ニ吸收致シマスルコトガ金融上其ノ他ノ見地ヨリ適當ト認メマスノデ、明治三十七八年戰役及關東大震災ノ際ノ例モアリマスコトデアリマスルカラ、貯蓄債券ヲ發行スルコトト致シタノデアリマス、本案ニ依ツテ發行致シマス所ノ貯蓄債券ハ其ノ收入金二億圓ヲ以テ限度ト致シ、日本勸業銀行ヲシテ發行セシムルコトト致シタイノデアリマス、尙發行ノ方法ニ付キマシテハ券面金額ハ二十圓以下、償還期限ハ三十五年以内トシ、償還ノ際ニハ賣出價格ノ百五十倍以内ノ割増金ヲ附與スルコトヲ得ルモノト致シマシタガ、更ニ割増金ハ國債證券ヲ以テ交付シ得ルコトト致シ、一層貯蓄ノ趣旨ノ徹底ヲ期セムトスル次第デアリマス、又本債券發行ニ依ル收入金ハ、之ヲ大藏省預金部ニ預入セシメ、主トシテ國債ノ消化ニ資スル計畫デアリマスルガ、尙必要ニ應ジ産業資金其ノ他ニモ運用スル見込デアリマス、茲ニ特ニ申添ヘテ置キタイコトハ、政府ト致シマシテハ發行豫定額マ

デ是非トモ發行ヲシナケレバナラナイト云
フ風ニハ考ヘテ居ラナイノデアリマス、其
ノ實行ニ當リマシテハ金融界ノ情勢其ノ他
ヲ考慮シテ、其ノ場合ノ實情ニ適スルヤウ
ニ、適當ナル發行ノ限度ニ止ムル豫定デア
リマス、最後ニ政府ハ資金ノ調整ヲ爲スニ
付キマシテハ、其ノ基礎トナルベキ資料ノ
精確ヲ期スルコトヲ肝要ト考ヘマスルノ
デ、必要ニ應ジマシテ資金ノ需給及移動、
有價證券、國際收支又ハ事業ノ資金計畫等
ニ關シ報告ヲ徵シ得ルノ權能ヲ取得シ置ク
コトヲ適當ト認メ、之ニ關スル規定ヲ本法
中ニ設ケタ次第アリマス、最後ニ外國爲
替管理法中改正法律案ニ付テ御説明申上ゲ
マス、爲替管理ノ有效適切ナル運用ハ、現
在ノ如キ情勢ノ下ニ於キマシテハ、邦貨ノ
爲替相場ノ維持、國際收支ノ維持ニ其ノ必
要ガ特ニアルノデアリマス、最近ノ事態ノ
推移ニ顧ミマスルノニ、現行外國爲替管理
法ノ現存ノ權限ノミヲ以テ致シマシテハ、
未ダ完全ヲ期待スルコトガ困難ニナッテ參
タノデアリマス、即チ同法ニ於テハ、在外
財產中、外國通貨、外國爲替、外貨證券、
外貨債券以外ノモノ、竝ニ外國居住者ニ對
スル邦貨債券等ノ取得處分ハ取締ノ範圍外
ニアリマスノミナラズ、是等財產ニ對スル

必要ナル處分ヲ命ジ得ル權限ヲ缺イテ居ル
ノデアリマス、又海外資金調達ノ爲ニスル
外貨資產等ノ處分命令等ニ關係アル事項ニ
付キマシテモ報告ヲ徵取シ、又ハ検査ヲ執
行スルコトモ出來ナイノデアリマス、斯カ
ル諸缺陷ハ何レモ爲替管理ノ完全ナル遂行
ノ爲ニハ障碍ヲナスモノデアリマスカラ、
速カニ之ヲ是正致シタイト存ズルノデアリ
マス、次ニ金ノ輸出ニ付キマシテハ、從來
外國爲替管理法ニ基キ、大藏省令ヲ以テ金ノ
輸出竝ニ其ノ豫備ヲ取締シテ參リマシタル
所、先頃現行ノ外國爲替管理法ノ規定ニ依
リマスト、大藏省令ヲ以チマシテ金輸出ノ
豫備ヲ取締リ得ナイト云フコトノ大審院ノ
判決ガアリマシテ、解釋上疑義ヲ生ジテ參
タノデアリマス、併シナガラ金密輸出ノ取
締ニ付キマシテハ、其ノ實行行爲ノミナラズ、
豫備行爲ノ取締ヲモ致サナケレバ、其ノ效
果ヲ擧ゲルコトガ極メテ困難デアルノデア
リマス、而シテ最近ノ事情ノ變化ニ基キマ
シテ、密輸出ガ行ハレル疑ガアリマスノデ、
此ノ際金密輸出ノ豫備ヲモ取締リ得ルコト
ヲ明瞭ニ致シ、同法ノ圓滑完全ナル運用
ヲ圖リタイト存ズルノデアリマス、以上
五件ニ關シ大略御説明申上ゲマシテ、尙

○子爵大河内輝耕君 實ハ衆議院ノヲ只今
見テ居リマセヌカラ……或ハ此ノ中ニアル
カモ知レマセヌ、コ、ニ戴イテ居ルカモ知
レマセヌガ、私ガ頂戴シタイノハ、命令ノ定
ムル所ニ依ルト云フコトガ、二條、四條、
八條、大分澤山アリマス、大分重要ナ命令
ノヤウニ思ヒマス、之ノ要項ヲ一ツ、明日
迄デ宜シウゴザイマス、簡單ナモノデ宜シ
ウゴザイマスカラ、御示シヲ願ヒタイト思
ヒマス

○森平兵衛君 私モ材料ヲ戴キタイノデア
リマス、上半期デアリマシタカラ、輸出入ノ統
計デ、七億圓バカリノ輸入超過ニナッテ居
タノデアリマス、八月末迄デモ宜シウゴザ
イマス、最近迄ノ輸出入ノ統計デドノ位輪
ガ出来マシテ、次ニ全文ノ施行ヲ致ス段取

へ申上ゲタイト存ズル次第デアリマス
○委員長(伯爵兒玉秀雄君) 御諮リ致シマ
スガ、本件ニ對スル質問ハ明日午前十時力
ラ致シマシテ、此ノ際何カ資料ノ御提出ノ
付キマシテモ報告ヲ徵取シ、又ハ検査ヲ執
行スルコトモ出來ナイノデアリマス、斯カ
ル諸缺陷ハ何レモ爲替管理ノ完全ナル遂行
ノ爲ニハ障碍ヲナスモノデアリマスカラ、
速カニ之ヲ是正致シタイト存ズルノデアリ
マス、次ニ金ノ輸出ニ付キマシテハ、從來
外國爲替管理法ニ基キ、大藏省令ヲ以テ金ノ
輸出竝ニ其ノ豫備ヲ取締シテ參リマシタル
所、先頃現行ノ外國爲替管理法ノ規定ニ依
リマスト、大藏省令ヲ以チマシテ金輸出ノ
豫備ヲ取締リ得ナイト云フコトノ大審院ノ
判決ガアリマシテ、解釋上疑義ヲ生ジテ參
タノデアリマス、併シナガラ金密輸出ノ取
締ニ付キマシテハ、其ノ實行行爲ノミナラズ、
豫備行爲ノ取締ヲモ致サナケレバ、其ノ效
果ヲ擧ゲルコトガ極メテ困難デアルノデア
リマス、而シテ最近ノ事情ノ變化ニ基キマ
シテ、密輸出ガ行ハレル疑ガアリマスノデ、
此ノ際金密輸出ノ豫備ヲモ取締リ得ルコト
ヲ明瞭ニ致シ、同法ノ圓滑完全ナル運用
ヲ圖リタイト存ズルノデアリマス、以上
五件ニ關シ大略御説明申上ゲマシテ、尙

○深井英五君 念ノ爲ニ申上ゲマスノデ
スガ、今朝ノ新聞ニ統制ノ對象業種別ト云
議院ノ方ニ對シテノ資料ノ要求ニ對シテ政
府ノ方デハ可ナリ用意ガ致シテアルサウデ
アリマス、其ノ衆議院ノ方ニ出シマシタ資
料ハ全部此方ニ出シタラ如何カト思ヒマス
ガ、其ノ以外ニ何カ特別ニ御注文ガアリマ
スレバ、此ノ際ニ御申出デ願ヒマス

○子爵大河内輝耕君 實ハ衆議院ノヲ只今
見テ居リマセヌカラ……或ハ此ノ中ニアル
カモ知レマセヌ、コ、ニ戴イテ居ルカモ知
レマセヌガ、私ガ頂戴シタイノハ、命令ノ定
ムル所ニ依ルト云フコトガ、二條、四條、
八條、大分澤山アリマス、大分重要ナ命令
ノヤウニ思ヒマス、之ノ要項ヲ一ツ、明日
迄デ宜シウゴザイマス、簡單ナモノデ宜シ
ウゴザイマスカラ、御示シヲ願ヒタイト思
ヒマス

○國務大臣(賀屋興宣君) 只今深井サンノ
御話ニナリマシタモノニ付キマシテハ斯ウ
云フ次第デゴザイマス、今御説明申上ゲマ
シタヤウニ、金ヲ廻シマス事業ト、サウデ
ナイモノトノ標準ヲ定スマスコトガ最モ肝
要ナル一ツデアリマスガ、ソレハ此ノ法律
ノ第十一條ニ依リマシテ、特ニ此ノ民間ノ
權威アル耆宿モ見エマシタ委員會ヲ以チマ
シテ之ヲ決メタイト思フノデアリマス、サ
ウ致シマス爲ニハ、本法ノ先ヅ其ノ條文ガ
施行致サレナケレバナラヌ、ソレハ御協贊
ヲ受ケタ後ニナリマス、而シテ此ノ本法ハ
急速施行ヲ致シタイ考デアリマスカラ、先
づ其ノ十一條ヲ施行シマシテ、其ノ成案

ニナリマスカラ、今申上ゲマシタ委員會デ

急速ニ決定ヲ願ヒタイ、ソレニハ参考ノ資

料ヲ豫メ用意致シマスコトガ進行上都合ガ

好シイト云フ考カラ、只今政府部内デ其ノ

準備委員會ヲ設ケテ、其ノ準備委員會ニ對

シマシテ、進行ノ便宜上關係局課デ参考案

ヲ作リマシテ、審議ノ土臺ニ致シテ居リマ

ス、只今アリマスモノノ其ノ程度ノモノデ

アリマス、其ノ程度デアリマスカラ、之ヲ

何ト申シマスルカ、委員會ニ御示シスルコ

トノ可否ニ付テハ、謂ハバ草案ノ又草案ノ

ヤウナモノデアリマシテ、今カラ二重ニ

變ル可能性ガアルノデアリマス、ドウカト

思ヒマシタノデスガ、衆議院ノ方ニ於テタッ

テノ希望デアリマシタ爲ニ、其ノ原案ヲ朗

讀致シマシテ、ソレガ速記録ニモアリマス

ト思ヒマスシ、新聞記事ニモ出マシタ譯デ

アリマス、サウ云フ次第デアリマスカラ、

大體新聞ニ載ツテ居ルヤウデアリマス、此處

デ申上ゲルコトニ依リマシテ御勘辯ヲ願ヒ

タイト思ヒマス
○深井英五君 宜シウゴザイマス、分リマ
シタ
○委員長(伯爵兒玉秀雄君) 他ニ何カ御發
言ガアリマスカ

○子爵大河内輝耕君 今朗讀シタト云フノ
シタ
○委員長(伯爵兒玉秀雄君) 他ニ何カ御發
言ガアリマスカ

ハ速記録ニアラウト思ヒマスガ、速記録ヲ

廻シテ戴キタウゴザイマス

○委員長(伯爵兒玉秀雄君) マダ出來ナイ

サウデス……別ニ御發言ガナケレバ、今日

ハ此ノ程度ニ止メテ置キマシテ、明日午前

十時ヨリ質疑ニ入リマス

午後六時五十九分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵兒玉 秀雄君

副委員長 菅原 通敬君

委員

公爵島津 忠重君

公爵山縣 有道君

侯爵池田 宣政君

子爵前田 利定君

子爵大河内輝耕君

子爵八條 隆正君

子爵高橋 是賢君

潮 惠之輔君

男爵松岡 均平君

川村 竹治君

男爵赤松 範一君

男爵本多 健男君

市來 乙彦君

次田大三郎君

土方 久徵君

深井 英五君

中村圓一郎君

森 平兵衛君

野村 德七君

絲原武太郎君

國務大臣

大藏大臣 賀屋 興宣君

政府委員

大藏政務次官 太田 正孝君

大藏省主稅局長 大矢半次郎君

大藏省理財局長 關原 忠三君

大藏省銀行局長 入間野武雄君

大藏省爲替局長 上山 英三君

預金部資金局長 廣瀬 豊作君